

各位

令和4年9月1日
愛知県信用保証協会

信用保証書の電子化開始について

瀬戸信用金庫と愛知県信用保証協会は、令和4年9月1日より、「信用保証書」の電子化を開始しましたのでお知らせします。

東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）に本店を置く信用金庫としては初めての取扱いとなります。

金融機関は信用保証協会の保証を受け中小企業者へ融資をする場合、信用保証協会から発行される「信用保証書」に基づき融資を実行します。通常、信用保証書は紙に印刷したものを郵送するため、保証書発行から金融機関への到着まで1～2日を要しますが、電子化により、発行から約10分後には金融機関側で確認できるようになります。

今回の取り組みは、融資の迅速な実行につながるだけでなく、ほかにも、金融業務の電子化・ペーパーレス化への対応や、事務負担や紛失リスクの低減、情報管理の安全性の向上など、様々な利点があります。

本協会は他の金融機関にも保証書の電子化を推奨し、今後もお客様の利便性向上に向けて、資金需要に対し、より迅速に対応できるよう努めてまいります。

(参考) 導入済金融機関

令和3年8月2日 十六銀行
令和4年4月1日 名古屋銀行
令和4年8月1日 愛知銀行・みずほ銀行

【お問い合わせ先】

愛知県信用保証協会 企画部企画課 渡邊・平松
TEL : 052-454-0550 FAX: 052-454-0354